

(Ref S25)

(ChatGPT へ Q1)

日本の銀行に新規に口座開設をする為には、日本に住民登録をしてある事が必須条件で、新規に日本の銀行口座申請時に、日本の住所を証明するマイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・住民登録票等の提示が求められると言う認識は正しいですか。



(ChatGPT からの A1)

多くの銀行では、個人口座開設の対象を日本国内居住者に限定しており、現住所が確認出来る公的書類の提示を求めています。例えば三菱 UFJ 銀行は現住所記載の公的書類の提出を求め、みずほ銀行は日本国内非居住のお客様はお申し込み頂けませんと明示しています。SMBC も Web 口座開設の対象を日本国内在住の個人のお客様としています。従って、実務上はご認識にかなり近いです。

但し、住民登録が必須とまで一般化するのはやや危険と思われれます。法的・実務的な核心は、銀行が口座開設時に氏名・住所・生年月日等を本人確認する事であり、必ずしも全銀行が住民票そのものや住民登録済みである事を唯一の条件としている訳ではありません。金融庁の説明でも、口座開設時には公的証明書等で住所等を確認するとされており、銀行毎に受け付ける書類の組み合わせは異なります。更に、マイナンバーカードは有力な本人確認書類ですが、通常の預金口座開設で常にそれ一択という訳ではありません。

(ChatGPT への Q2)

多くの日本の銀行は、日本の居住者のみを対象としてサービスを提供しており、それらの顧客が海外に転出する場合は、口座の閉鎖や取引停止を求める場合が少なくないとの認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A2)

SMBC は当行の口座は、原則として日本国内に居住するお客様向けと案内しています。みずほ銀行も海外転居時には、非居住者についてキャッシュカードやみずほダイレクト等の一部サービスが利用不可になるとしています。ゆうちょ銀行は、海外在住者は海外への通知手段がない為、可能な限り解約して欲しいと案内しつつ、給与振込等の用途があれば非居住者の届出の上で保有可能としています。三菱 UFJ 銀行でも、非居住者の国内振込の扱いを大きく制限しています。従って、口座閉鎖や停止を求める場合が少なくないは、かなり実態に沿っています。

但し、一律に必ず解約ではありません。銀行によっては、非居住者届出や専用サービスへの切替により、口座自体は残せても使える機能が縮小される形が多いです。なので、この点は口座閉鎖又は大幅な取引制限と表現すると、より正確です。

(ChatGPT への Q3)

日本のメガバンクである三菱 UFJ 銀行・三井住友銀行・みずほ銀行や他の地方銀行・ネット銀行の一部の銀行では、顧客が企業・団体から期間限定で海外に派遣される場合・留学する

場合・その帯同家族は、日本の非居住者・海外居住者でも日本出国前に事前に手続きをする事によって引き続き銀行取引が可能となるサービスを提供していると言う認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A3)

みずほ銀行は海外勤務者向け日本国内送金サービスを提供しており、日本国内居住中にみずほダイレクト契約がある人を対象にしています。SMBCはSMBCダイレクト・グローバルサービスを提供しており、企業派遣・留学・同伴家族を対象とし、現地採用や永住は対象外と明記しています。三菱UFJ銀行も現在はグローバルダイレクトを提供しており、海外赴任・在外公館勤務・留学・帯同家族を対象に、出国前申込を求めています。補足すると、三菱UFJ銀行については、昔から知られる海外勤務フレンドシップサービスは新規受付停止済みです。一方で、現在はグローバルダイレクトがあるので、結論としては三菱UFJ・SMBC・みずほ等で、条件付きの海外在住者の口座継続利用サービスがあるのは正しいですが、サービス名・対象者・出来る事は銀行毎にかなり違うが正確です。

(ChatGPT への Q4)

海外在住の日本人で、日本の銀行に古い日本の住所のままで、海外の住所を届けずに日本の銀行口座を引き続き保有している人も少なくないと言う認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A4)

これはあり得る話ではありますが、少なくないかどうかを示す公的・銀行横断の統計を確認出来ませんでした。従って、件数感まで含めて正しいとは言えません。ここは未検証です。

むしろ確認出来るのは逆で、金融庁は金融機関が口座開設後も住所・氏名・取引目的などの情報を定期的に確認していると案内しています。銀行側も、居住者向けサービスである事や、情報更新を求める事を明示しています。従って、そう言う保有者がいる可能性は否定出来ない一方で、銀行ルール上は日本の古い住所をそのまま放置するのは適切ではなく、発覚時に制限・是正要請の対象になり得ると言う方が確実です。

(ChatGPT への Q5)

しかし、近年世界各国の税務当局は、自国の居住者の海外資産を把握する為、CRS・Common Reporting Standard・共通報告基準と言う国際ルールを利用して、お互いの国の海外資産が正しく税務申告されているか情報交換する仕組みが構築され、既に実際に英国・日本を含む100数十カ国以上で運用されていると言う認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A5)

OECDのCRSは、非居住者が保有する金融口座情報を各国税務当局が毎年自動交換する枠組みです。OECDの2025年資料では、112の国・地域が既にCRS交換を開始しており、更に追加でコミットしている国・地域があります。日本・英国はいずれもこの枠組みに入っています。

日本側でも、国税庁はCRSの下で、金融機関から氏名・住所・居住地国・外国の納税者番

号・口座残高・利子配当等の情報が報告され、租税条約等に基づいて相手国税務当局へ情報提供されると説明しています。

(ChatGPT への Q6)

その CRS の関係で、世界中の金融機関は海外に居住する顧客に対して、実際の居住国・住所・居住国の納税者番号等を申告する様に求めていると言う認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A6)

国税庁は、口座開設等を行う人の居住地国が外国である場合、届出書にその外国の納税者番号を記載する必要があると明示しています。OECD の CRS でも、金融機関は自己申告 (self-certification) により、税務上の居住地や TIN を取得する建付けです。

(ChatGPT への Q7)

もし顧客がその海外の金融機関からの居住国・住所・納税者番号の申告要請に対応しない場合、直ぐに銀行口座の閉鎖・口座の取引停止に結びつく訳ではないが、その金融機関は税務当局にその様な顧客は情報提供に対する非協力者として連絡がされると言う認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A7)

国税庁は、口座開設等を行う人の居住地国が外国である場合、届出書にその外国の納税者番号を記載する必要があると明示しています。OECD の CRS でも、金融機関は自己申告 (self-certification) により、税務上の居住地や TIN を取得する建付けです。先ず、新規口座については、CRS 上、金融機関は口座開設時に self-certification を取得するのが基本で、取得・検証出来ない場合は、そのまま通常通り進められない運用になり易いです。OECD の CRS 解説でも、新規口座では self-certification の取得が前提です。

一方、既存口座や情報不備のケースでは、各国制度により扱いが分かれます。日本の国税庁 FAQ では、新規届出書を出さなかった者についても、金融機関は保有情報に基づき住所等所在地国を特定し、必要な手続を進める事が示されています。つまり、単純に非協力者として通報すると言うより、金融機関が手元情報や追加徴求に基づいて税務上の居住地を特定し、報告制度に乗せるのが基本です。

又、OECD 関連資料や各国 CRS 実務では、情報が取れない口座を undocumented account として扱う概念があります。これは非協力者名簿を税務当局へ送ると言う意味ではなく、CRS 報告上、十分な自己申告が得られていない口座として扱うと言うものです。従って、方向性は少し近いものの、制度表現としては不正確です。更に、口座凍結・解約は CRS そのものより、各銀行の KYC/AML 規程や各国法令によって別途起こり得ます。

(ChatGPT への Q8)

顧客が海外転出して日本の非居住者に成っても日本の銀行の口座を引き続き保有し続ける事は、日本の法令に違反する事では無く、あくまで日本の銀行の内部運用ルールに拠る。従

って、顧客が日本の非居住者でも日本の銀行口座を引き続き保有出来るか否かは、その支店との取引年数・口座残高等を考慮して支店判断に拠る場合も多いと思われるとの認識は正しいですか。

(ChatGPT からの A8)

1) 日本の非居住者が日本の銀行口座を持つ事自体は違法ではない

これは基本的に正しいです。日本の法律には、日本の非居住者は日本の銀行口座を保有してはいけないという一般的な禁止規定はありません。むしろ日本の制度では、日本の非居住者の預金は以下の形で制度上存在します。

非居住者円預金・外貨預金・外為法上の非居住者取引

従って、非居住者が口座を保有する事自体は違法ではありません。但し、注意点として銀行は以下の法令の対象になります。

犯罪収益移転防止法（本人確認・継続的顧客管理）・外為法・CRS / FATCA・マネーロンダリング対策

これらの理由から、銀行は顧客の居住地を把握する義務があります。

2) 銀行が非居住者口座を制限するのは内部ルール

概ね正しいです。多くの銀行が、原則日本居住者のみとしている理由は主に、AML（マネロン対策）・税務報告義務・海外住所確認の事務負担・不正利用リスクです。つまり、法律で禁止されている訳ではなく、銀行のリスク管理と業務運用の問題です。その為、解約を求める銀行・非居住者届で維持可能な銀行・海外サービスに切替出来る銀行など対応が分かれます。

3) 支店判断で継続可否が決まる事が多い

ここはやや誤解があります。現在の日本の銀行は支店裁量はかなり限定されています。理由はAML規制・CRS・FATCA・本部のコンプライアンス管理です。現在の銀行では本部ルール（全国統一）が基本です。従って、非居住者は原則解約・海外勤務なら専用サービスへ移行・非居住者届提出で一部サービスのみ可など本部の定めた条件で機械的に処理されるケースが多いです。1990年代頃までは、支店裁量が比較的大きかったですが、現在はコンプライアンス統制が非常に強いです。

4) 取引年数や残高が影響する

限定的にあり得ますが一般ルールでは有りません。例えば、プライベートバンキング顧客・大口法人オーナー・海外駐在員などの場合、銀行が個別対応する事はあります。但し、これは例外的な顧客対応であり、一般顧客では残高・取引年数で判断が変わるケースはそれ程多くありません。

(ChatGPT への Q9)

日本に銀行口座を保有している人で、企業・団体から海外派遣・留学・その帯同家族以外の一般の海外転出者でも日本の銀行口座を保持出来る銀行を教えてください。

(ChatGPT からの A9)

一般の海外転出者（企業・団体からの海外派遣・留学・その帯同家族等ではない人）でも日

本の銀行口座を維持出来る可能性がある銀行は非常に少なく、明確に制度として認めている銀行は限られます。多くの銀行は、原則日本居住者としており、非居住者になると解約又は大幅な制限が掛かる事が多いです。これは法律ではなく、主にマネーロンダリング対策や税務報告（CRS など）に伴う銀行の内部規程によるものです。以下は、比較的非居住者でも保有出来る可能性があると知られている銀行や制度です。

#### 1) 非居住者口座を制度として持つ銀行

a. 東京スター銀行：最も明確に非居住者口座を扱う銀行の一つです。非居住者向け円普通預金口座の制度が存在・日本に住んでいない個人も対象。但し、紹介機関が必要な場合あり・書類審査が厳しい・銀行自身が日本に居住していない個人でも口座開設可能と説明しています。日本で最も非居住者口座の実例が多い銀行です。

#### 2) 海外在住でも維持出来る可能性が比較的高い銀行

b. SMBC Trust Bank (PRESTIA)：外国人・海外利用を想定した銀行・外貨・海外送金サービスが充実・海外住所登録で口座維持出来るケースあり・海外勤務・海外移住者でも比較的柔軟に対応する銀行として知られています。

c. SBI Shinsei Bank：外貨預金や海外サービスが強い・英語サービスあり・海外住所での利用事例あり。但し、制度として明確に非居住者口座を開いている訳ではない為、個別判断になる事が多いです。

#### 3) 条件付きで維持可能な銀行（出国前手続）

以下の銀行は、海外勤務・留学・帯同家族を主対象とした制度ですが、実務上は海外転出者でも維持出来る場合があります。

メガバンク：三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行。但し、原則海外赴任者など限定・一部サービス停止・国内振込のみなど制限があります。

#### 4) 海外在住でも保有している人が多い銀行

（制度ではなく実務）実際には以下の銀行で海外転出後も口座維持している人は多いと言われています。

ゆうちょ銀行・楽天銀行・ソニー銀行。但し、海外住所届を出すと制限・未届だと KYC 確認が来る可能性があります。

#### まとめ（重要）

一般海外移住者でも口座維持出来る可能性がある銀行

制度として可能：東京スター銀行

比較的柔軟：SMBC Trust Bank (Prestia)・SBI Shinsei Bank

条件付き：三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行

重要な現実：現在の日本では、海外居住者向け銀行はほぼ存在しません。その理由は、CRS・マネーロンダリング規制・FATCA。その為、海外移住者の多くは日本の口座 1 つ維持・海外銀行をメイン利用という形になります。